

## 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある記録の抽出について

### 1. 抽出作業の趣旨

- 本来、脱退手当金を支給する際には、支給日より前のすべての厚生年金被保険者期間を計算の基礎とすることとされている。
- しかしながら、支給日より前の被保険者期間の一部が脱退手当金の計算の基礎とされていない事例があることが指摘されているところ。
- 今回、こうした事例の実態調査を行うための基礎データを得るため、厚生年金被保険者記録から当該事例に該当する記録を抽出する作業を行った。

### 2. 抽出方法

- オンライン上の厚生年金被保険者記録(注)から、脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間が脱退手当金の支給日より前にある記録(以下「該当記録」という。)を抽出。

(注) 作業期間の短縮のため、旧社会保険庁においてオンライン上の被保険者記録等を解析サーバに取り込んだデータ(平成20年5月時点のもの)を使用。

### 3. 抽出結果

- 該当記録の件数 : 191,699件  
     〔 うち、男性 10,901件  
        女性 180,798件 〕

年金受給状況別・男女別内訳 (単位：件)

	男 性	女 性	計
受給者	1,020	135,785	136,805
受給者以外	9,100	37,325	46,425
死亡者	781	7,688	8,469
合 計	10,901	180,798	191,699

※ 受給状況・死亡状況は、平成20年12月現在の基礎年金番号ファイルの状況を反映。

(参考) 脱退手当金の裁定総件数(昭和21年度～平成19年度)：644万件

## 脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない 被保険者期間がある記録に係るサンプル調査について(案)

### 1. 調査の趣旨

脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録（以下「該当記録」という。）について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われていたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。

### 2. 調査方法

#### (1) 調査対象

- 該当記録（約19万件）から、2,000件のサンプルを抽出。（死亡が確認されている者の記録を除く。）

#### (2) 調査方法

##### ① 本人調査（本人居住地所管年金事務所において実施）

- ・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して聞き取り調査を行う。
- ・ 聞き取り調査における主な質問事項は以下のとおり。
  - ア 実際に脱退手当金の支給を受けたかどうか
  - イ 上記アで、脱退手当金の支給を受けたとの回答の場合
    - 脱退手当金対象外の被保険者期間が残った原因についての手がかかりとなるような情報について（当該脱退手当金請求時の経緯など）
  - ウ 上記アで、脱退手当金の支給を受けたとの回答が得られなかった場合
    - そのような記録となった原因についての手がかかりとなるような情報について（退職金の受給状況、当時の事情を知っている可能性のある事業所関係者の情報、被保険者証等の関係資料の有無など）
- ・ 本人調査の結果は、各年金事務所から機構本部に報告させる。

##### ② 事業所調査（事業所管轄年金事務所において実施）

- ・ 本人調査において、脱退手当金の支給を受けたとの回答が得られなかった場合であって、(ア) 事業所が現存している場合、又は (イ) 事業所は現存していないが、本人から当時の事情を知っている可能性がある事業所関係者の情報が聴取できた場合においては、事業所に対して調査を実施。
- ・ 当該調査においては、当該事業所において脱退手当金の代理請求を行っていたかなど、当時の事情について事業所関係者から聴取するとともに、関係資料が残されていないかについて調査を行う。

### 3. 調査スケジュール（現場における作業スケジュール）

(1) 本人調査・・・・・・・・・・2月中を目途に実施

(2) 事業所調査・・・・・・・・・・3月中を目途に実施